

# 安来市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成30年度～平成35年度

安 来 市

# ◆ 目 次 ◆

第1章 計画の基本的事項	
第1節 策定の背景と目的 .....	1
第2節 計画の対象とする事務及び事業の範囲 .....	1
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 対象とする温室効果ガス .....	2
第2章 市の現状	
第1節 事務事業に伴う資源・エネルギーの使用状況 ...	3
第3章 削減目標と取組み	
第1節 基本方針 .....	4
第2節 削減目標 .....	4
第3節 具体的な取組み .....	5
第4章 推進体制等	
第1節 推進体制 .....	8
第2節 職員への啓発 .....	8
第3節 計画の実施状況の点検と公表 .....	8

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 策定の背景と目的

#### 1. 計画の目的

国際的な地球温暖化に対する危機意識の高まりは、1997年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議」で採択された京都議定書また、2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択され、先進国の温室効果ガスの削減目標を定め、地球全体で温室効果ガス排出の抑制を図ることが約束事項となりました。

本計画は、安来市も消費者や事業者であるという立場から、市の施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制し、エネルギー使用量を最小にするため、率先して地球温暖化対策の推進や省エネルギーに向けた取り組みを推進することを目的とする。

#### 2. 法の中での位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条に基づき、安来市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画として位置付けられたものである。

安来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の法の中での位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 第2節 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所自らが実施する事務及び事業全般とします。安来市の各庁舎・学校・各地区交流センターなどの施設から排出される温室効果ガスを対象とした削減計画である。

但し、委託や指定管理等によって実施する事務及び事業は対象としないが、受託者に対し温室効果ガスの排出抑制等に関して必要に応じて協力要請を行うこととする。

### 第3節 計画の期間

#### 1. 新たな計画の期間

新たな計画の期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とする。なお計画期間においても、実績、技術の進歩等を踏まえた計画の見直しを行うなど、長期的な対応を図っていく。

#### 2. 基準年

平成28年度を基準年度とする。

### 第4節 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたっては、法に定義する「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、パーフルオロカーボン（PFC）」の6種類の温室効果ガスのうち、島根県地球温暖化対策推進計画に基づき、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量について算定を行う。

なお、ほかの5種類の物質については、発生源が少なく、また把握困難であることから本計画の対象から除外するものとする。

(参考) 算定に使用する係数一覧

項目	使用量 単位	単位使用量当 りの発熱量	炭素排出係数	CO <sub>2</sub> /C	二酸化炭素 排出係数
電気	KWh	—	—	—	0.69
ガソリン	リットル	34.6	0.0183	44/12	2.32
軽油	リットル	37.7	0.0187	44/12	2.58
A重油	リットル	39.1	0.0189	44/12	2.71
灯油	リットル	36.7	0.0185	44/12	2.49
プロパンガス	Kg	50.8	0.0161	44/12	3.00

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行令から抜粋

## 第2章 市の現状

### 第1節 事務事業に伴う資源・エネルギーの使用状況

実行計画に伴う基準年度（平成28年度）の資源及びエネルギーの使用状況は表2-1、表2-2、図2-1のとおりである。

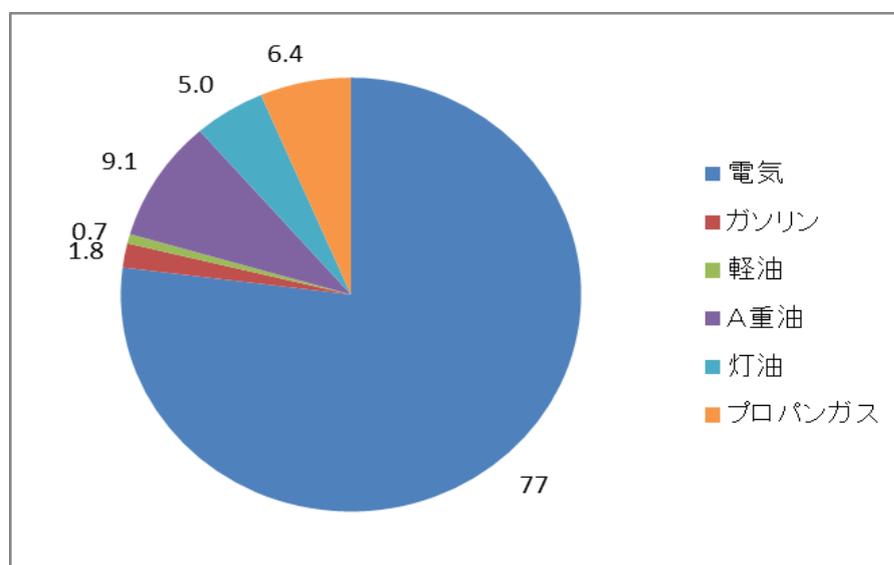
表2-1 平成28年度資源・エネルギーの使用状況

項目	基準年度実績	二酸化炭素排出量
電気使用量	16,992,203 (KWh)	11,843,565 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン使用量	117,579 (リットル)	272,783 (kg-CO <sub>2</sub> )
軽油使用量	39,151 (リットル)	101,009 (kg-CO <sub>2</sub> )
A重油使用量	513,440 (リットル)	1,391,422 (kg-CO <sub>2</sub> )
灯油使用量	305,734 (リットル)	761,277 (kg-CO <sub>2</sub> )
プロパンガス使用量	325,069 (kg)	975,207 (kg-CO <sub>2</sub> )
合計	—	15,345,263 (kg-CO <sub>2</sub> )

表2-2 二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合

エネルギー源	二酸化炭素排出量 (kg - CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
電気	11,843,565	77.0
ガソリン	272,783	1.8
軽油	101,009	0.7
A重油	1,391,422	9.1
灯油	761,277	5.0
プロパンガス	975,207	6.4
合計	15,345,263	100.0

図2-1 二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合



## 第3章 削減目標と取組み

### 第1節 基本方針

本計画では、次に掲げる基本方針に従い、自らが行う事務及び事業に伴う環境負荷を低減する。

1. 環境負荷の低減に配慮した事務及び事業の執行
2. グリーン購入の促進
3. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によるごみ減量化
4. 環境に配慮した市庁舎、関連施設の建設及び維持管理

### 第2節 削減目標

#### 1. 資源・エネルギー等削減目標

##### (1) 二酸化炭素排出量の削減目標

対象となる電気、ガソリン、軽油、A重油、灯油、プロパンガスについては平成30年度から平成35年度の6年間に5%の削減を図る。

各項目の削減目標数値については、表3-1のとおりである。

#### 2. 削減目標の検証

毎年度、各使用量の実績に基づき温室効果ガス数値を算出のうえ計画進捗状況を検証し、目標年度における削減数値達成に向けて実行する。

表3-1 削減目標数値

(二酸化炭素排出量)

分野	項目	目標	平成28年度実績値	平成35年度目標値
省エネルギーの促進	電気	使用量を5%削減	11,843,565	11,251,387
	ガソリン		272,783	259,144
	軽油		101,009	95,959
	A重油		1,391,422	1,321,851
	灯油		761,277	742,213
	プロパンガス		975,207	926,447
	合計		kg - CO <sub>2</sub>	15,345,263

\*四捨五入の関係で、各項目の数値の合計値と「合計」が合わないことがある。

### 第3節 具体的な取組み

#### 1. 取組みの概要

実行目標を達成するためには、各所属及び庁舎の事務及び事業の内容や特性または機器等の整備状況を勘案しつつ、次に示す重点取組みを着実に実践するとともに、各所属等で工夫し自主的かつ積極的な取組みをすることとします。

#### 2. 具体的な取組み事項

##### (1) 重点的な取組み

- ・ 職員への周知徹底を図る。(温暖化、省エネ、エコドライブ等)
- ・ 環境月間(6月)や温暖化防止月間(12月)を率先実行計画取組み強化月間と位置づけ、省エネ化に向けた取組みを強化する。

##### (2) 適用職場における取組み

###### ① 電力使用量の削減に向けた取組み

- ・ 事務室等において、昼休み時間及び時間外に不必要な照明について消灯する。
- ・ 会議室、湯沸室、トイレ等を不使用の場合は消灯する。
- ・ 電球を使用する場合は省エネ電球を使用する。
- ・ 事務の効率化を図り、ノー残業デー(水・金曜日)の徹底、時間外勤務の削減に努め、残業する場合は必要箇所の部分のみ点灯する。
- ・ 事務室、会議室等の温度は、夏季に冷房する場合は設定温度を28度程度で室内湿度55~65%、冬季に暖房する場合は室温20度を目安にして室内湿度を45~60%とし、冷暖房の適正温度を徹底する。また、冷暖房機器を使用する場合は、使用前または使用中にフィルターの清掃等、設備・機器の維持管理を徹底する。
- ・ 冷房時には、カーテンまたはブラインド等を利用して日射を防止し、冷房の効率化を図る。
- ・ 退庁時には、消灯やOA機器並びに冷暖房機器の電源を切る。
- ・ パソコン機器の購入または更新の際には、可能な限り統廃合し機器の共有化を図る。
- ・ 事務機器の設置については必要最小限度にとどめ、また置き場所の工夫や清掃に努める。

###### ② 再生可能エネルギーの推進に向けた取組み

- ・ 公共施設を新設する場合は太陽光や風力、木質バイオマス、小水力など地域の特性に合った再生可能エネルギーの導入を推進する。

③ 燃料使用量の削減に向けた取組み

- ・ 夏はクール・ビズ、冬はウォーム・ビズを励行し、冷暖房を適正に管理し、灯油、ガス、A重油等の削減を図る。
- ・ 公用車を使用する際は、待機時にエンジンを停止するなどアイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなど、エコドライブに努める。
- ・ 自動車のタイヤ空気圧の調整等、適切な整備の励行を図る。
- ・ 公用車の更新の際は、低公害車・低燃料車を調達するよう努める。

④ 紙類使用量の削減に向けた取組み

- ・ 両面コピー、両面印刷の徹底を図る。
- ・ 会議等の資料は、必要部数・最小限の部数を作成する。
- ・ ミスコピー用紙は、裏面利用またはメモ紙等に使用する。
- ・ 印刷物（報告書等）の枚数削減・部数削減を徹底する。
- ・ ファイリングシステムによる情報の共有化を徹底し、併せて、電子メール等の利活用を推進し、ペーパーレスの促進を図る。
- ・ 封筒やファイル等を繰り返し使用するなど、再利用化を励行する。

⑤ 水使用量の削減に向けた取組み

- ・ 日常的に節水を励行する。
- ・ トイレ使用時の2度流しをやめ水の節水に努める。
- ・ 漏水点検や水道水圧の調整等に努める。

⑥ 環境配慮型商品の購入に向けた取組み

- ・ 照明等の電気器具並びに家電製品等を更新する場合は、省電力、省エネタイプの製品購入に努める。
- ・ 長期使用や再利用またはリサイクルが可能な製品購入に努める。
- ・ 再生された素材や再使用された部品を多く利用している製品購入に努める。
- ・ 紙の購入、使用に当たっては、再生紙の購入に努める。
- ・ 物品の計画的な購入と適正管理に努める。
- ・ グリーン購入の推進を図る。

⑦ 公共施設排出ごみの削減に向けた取組み

- ・ ごみの分別を徹底し、各課（局・室）の排出ごみの減量化を図る。併せて各課（局・室）に設置しているゴミ箱数も最小限設置するよう努める。
- ・ 割り箸を止め、箸持参を励行する。
- ・ 使い捨て容器（弁当等）の利用をできる限り控える。
- ・ 資材等を購入の際の包装物等については、できる範囲で業者に引き取りをさせる。
- ・ 学校給食施設からの残飯等の堆肥化を検討、推進する。

⑧ 3Rの推進に向けた取組み

- ・ 紙類（新聞、雑誌、コピー紙、ダンボール紙、その他）、プラスチック類の分別を徹底し、リサイクルを推進する。また、シュレッダーにかけた紙類についてもリサイクルを図る。
- ・ 缶、ビン、ペットボトル等は、分別を徹底しリサイクルに努める。
- ・ イベント等で排出されるゴミについてもリサイクルを推進する。
- ・ 各課（局・室）の不要となった備品等については、リサイクル情報を庁舎内LAN等により提供する。

⑨ その他

- ・ 通年にわたりノーマイカーデーの取組み等を推進する。

## 第4章 推進体制等

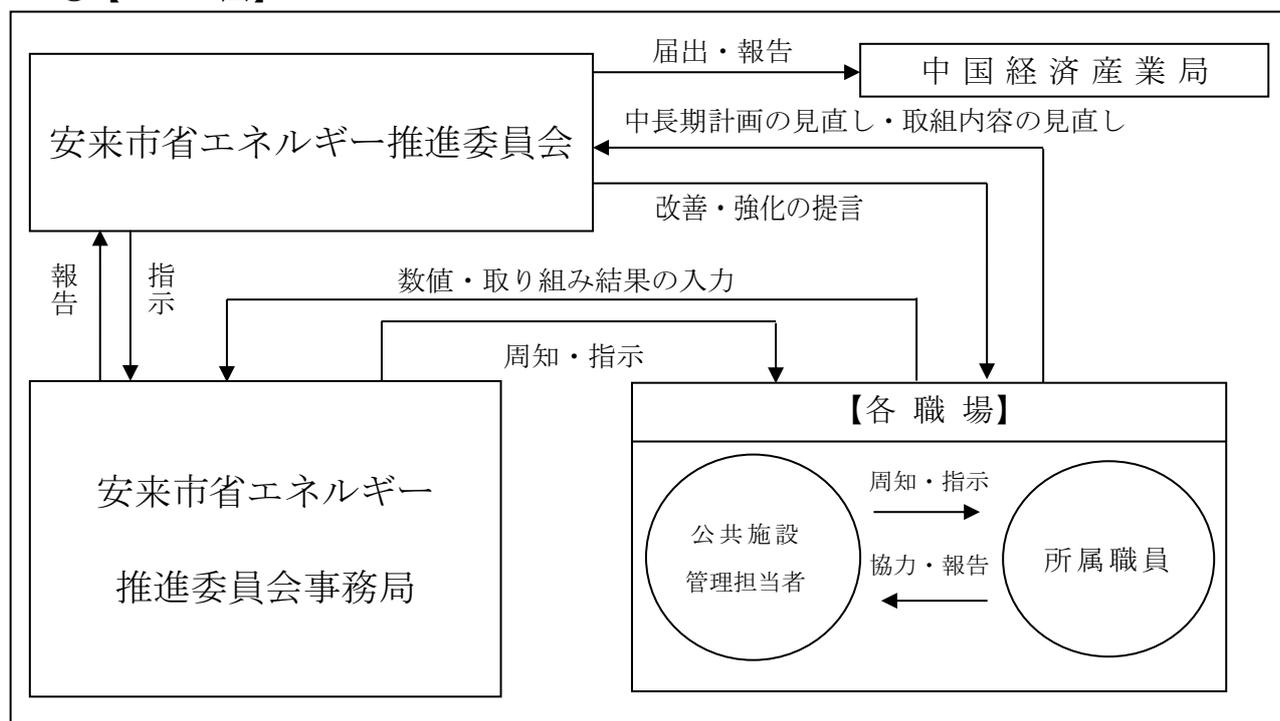
### 第1節 推進体制

「安来市省エネルギー推進委員会」を設置し、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、委員、エネルギー管理者を中心に、温室効果ガス削減に関する取り組みを定期的に進捗状況等の点検を実施し併せて行なう。

(参考資料：フロー図のとおり)

参考資料

#### ◎【フロー図】



### 第2節 職員への啓発

温室効果ガス削減に関する取り組みについて、実行計画等を職員に周知徹底を行い、職員の環境意識向上を図る。

### 第3節 計画の実施状況の点検と公表

当該年度のデータの集計、併せて点検、評価は翌年度7月に実施し、本計画の進捗状況については、ホームページ等を通じて公開する。